

鹿児島税務署からのお知らせ

- 消費税のインボイス制度（適格請求書保存方式）が令和5年10月から始まります。
- インボイスを発行するには、インボイス発行事業者となる必要があります。
- インボイス発行事業者となるには、税務署への登録申請が必要です。
- 制度開始当初からインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。
- 登録を受けるかどうかは、会員の皆様の任意ですが、登録をご検討されている会員の方は、早めの登録申請をお願いいたします。
- 税務署でインボイス制度の説明会を開催しておりますので、事前に電話予約のうえ、ご参加いただきますよう、お願いいたします。

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)



【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>

【財務省】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm)



※ 公正取引委員会、中小企業庁、国土交通省の各ホームページにも、同じQ&Aが掲載されています。

<税務署が開催する説明会の日程>

【鹿児島県下】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/topics/invoice/kagoshima.pdf>



<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_seisansei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf)

